

葛飾区福祉事務所非常勤職員 (医療扶助相談・指導員)募集要項

【平成25年3月4日】

1 業務内容 生活保護受給者の後発医薬品の使用促進に関する業務のほか、主治医訪問による医療扶助の実態把握など、生活保護法による医療扶助の適正化に関する業務

2 応募資格 下記①・②のいずれにも当てはまる方
①薬剤師、看護師、保健師のいずれかの資格を有している方又は社会福祉士の資格を有し、医療機関などで医療に関する相談業務に従事した経験を有する方
②地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しないこと

3 募集人員 1名

4 雇用期間 平成25年4月から平成26年3月31日まで
(勤務成績及び健康状態等が良好な方は、年度単位で最高4回まで更新可能)

5 身 分 葛飾区の非常勤職員

6 勤務条件

①勤務日数	4週15日勤務 (3週は4日勤務、1週は3日勤務) (勤務日は指定します。原則として土・日・祝日の勤務はありません)
②勤務時間	午前8時30分から午後5時15分までの7時間45分
③勤務場所	葛飾区役所(西生活課) 葛飾区立石5-13-1 又は 葛飾区福祉事務所東庁舎(東生活課) 葛飾区金町1-6-24 (勤務場所は指定します)
④報酬	月額208,200円(予定)(交通費は別途支給(上限有))
⑤年次有給休暇	1年間に15日
⑥保険等	全国健康保険協会管掌健康保険(旧政府管掌健康保険) 厚生年金保険・雇用保険へ加入

7 採用予定 平成25年4月採用予定

**8 選考方法
及び
選考会場** 書類選考のうえ、下記により選考を実施します。
面接選考 (日時は書類選考通過者に郵送又は電話で連絡します。)
内容:人物及び職務関連の知識についての個人面接
※合格発表=1週間以内(予定)

9 応募方法 電話で連絡の上、平成25年3月18日(月)(必着)までに下記のものを持参又は郵送してください。
なお、郵送の場合は封筒に「医療扶助相談・指導員」と朱書きをしてください。
①市販の履歴書(本籍記載不要・写真貼付)
②応募動機(生活保護についての所感・自己PRを含む)(800字程度)
(※様式自由、パソコン等による作成可)
③返信用封筒(80円切手貼付、返信先のあて名を記入)
※応募書類は、合否にかかわらず一切返却いたしません。

**応募
及び
問い合わせ先**

葛飾区役所 西生活課管理係(区役所2階234番窓口)

電話 03(5654)8283

〒124-8555 葛飾区立石5-13-1